

避難場所開設・ 避難所運営マニュアル

緊急避難場所

避難所



平成 27 年 10 月 作成

令和 2 年 7 月 改定

令和 3 年 9 月 改定

北 秋 田 市

第1章 総則

1. 本マニュアルの目的	1
2. 避難所とは	2
3. 避難情報等と居住者等がとるべき行動	4
4. 開設・運営の基本的事項	5

第2章 避難場所の開設準備について

1. 職員の派遣	7
2. 施設の解錠	7
3. 開設の準備	7

第3章 避難場所の開設、受入れ

1. 避難者の受付	8
2. 避難者名簿の作成	8
3. 負傷者、要配慮者の救護	8
4. 要配慮者への配慮	9
5. 必要物品の把握	9
6. 避難状況の報告	11

第4章 避難所への移行、運営

1. 「避難場所」の閉鎖と「避難所」への移行	12
2. 運営体制づくり	12
3. 避難所運営委員会の役割	14
4. 各班の活動	15
5. 避難所のレイアウトづくり	16
6. ボランティアの受入れ	18

第5章 避難所の閉鎖に向けて

1. 避難所の退所を促す時期	19
2. 避難所の集約	19
3. 避難所の閉鎖	19

第6章 資料編

・ 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所一覧	20
・ 避難所開設フロー（大地震編、風水害編）	26
・ 避難者受付票	30
・ 避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）	※別冊

～第1章 総則～

1. 本マニュアルの目的

本市で風水害・地震等の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合においては、市民の生命・身体を守るとともに、二次災害の危険性を回避するための「避難場所」を開設します。更には、住居等が被災した場合に一時的に生活するための施設として「避難所」に移行し、避難者の自立再建に向けて取り組んでいかなければなりません。

本マニュアルは、指定緊急避難場所である小中学校、公民館、体育館等の公共施設などを「避難場所」として使用する場合に、発災期においては、行政が迅速かつ円滑な避難場所の開設・運営を実施するとともに、避難が長期間に渡る場合は避難者が主体的に運営する「避難所」へと移行できるよう、基本的な事項を定めたものです。

2. 避難所とは

- (1) 避難所は、災害時に緊急的に住民等の安全を守り、災害により住家を失った住民等の生活の場を確保するための施設です。

住民が避難するための場所として市が指定するものには、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」があります。

災害対策本部では、洪水や土砂災害などの災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、切迫した危険から住民の安全を確保するため「指定緊急避難場所」を開設します。

更には、自宅が浸水、損壊するなどして家に居られなくなった住民が発生した場合に、一時的に生活するための施設として「指定避難所」を開設することになります。

名称	定義
指定緊急避難場所 (災害発生前後～ おおよそ 24 時間後)	洪水や土砂災害などの災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から緊急的に逃れるための場所として、安全性等の一定の基準を満たす施設。災害種別に応じて指定されており、避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択しなければなりません。 なお、一時的に身の安全を確保する場所となるので、災害のおそれがなくなった後、自宅が被災し生活できない場合は「指定避難所」へ移動することになります。
指定避難所 (おおよそ 24 時間後～)	自宅が浸水、損壊するなどして家に居られなくなった住民が一時的に生活するための施設で、適切な規模や安全性等の一定の基準を満たす施設。 なお、指定避難所と指定緊急避難場所を相互に兼ねる施設もあります。

(2) 避難所は、「避難を必要とする方」を受け入れる施設です。

- ・ 避難情報が発せられる等により緊急的避難の必要がある方
- ・ 避難情報を発令する以前に、住民（自己）の判断で、災害が発生する危険性・恐れがあるなどの理由により、居住する住宅から自主避難する方
- ・ 住居が、災害により全壊・半壊、全焼・半焼、流失、床上浸水等の被害を受け、居住の場を失った方
- ・ 上述する被害は免れたが、建物・宅地の応急危険度判定等により居住することが危険と判断された方、若しくは恐れがある方

(3) 避難所は、避難者を「一時的に受け入れる」施設です。

- ・ 避難所として活用する施設は、本来別の用途があります。避難者の受入れは一時的なものであり、自宅に戻ることでできる方や仮設住宅などへの受入れが決まった方には退所を促し、施設本来の用途の回復を目指します。

(4) 避難所は、避難者の「必要最低限の生活」を支援する施設です。

- ・ 災害時に支援できることには限界があります。避難者の要望全てに応じるのではなく、避難者の「必要最低限の生活」のために必要なことから優先して対応します。ただし、できる限り普段の生活との落差を少なくする「配慮」特に高齢の方や障害のある方などへの配慮や、プライバシーの配慮）を適切に行うことが必要です。

3. 避難情報等と居住者等がとるべき行動

市長又は法令で定める実施責任者が発令する避難情報等の種類及び居住者等がとるべき行動は以下のとおりとする。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 （市長村長が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 （市長村長が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 （市長村長が発令）	●発令される状況：災害の恐れあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援するもの ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の実情に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 （気象庁が発表）	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 （気象庁が発表）	●発表される情報：今後気象状況悪化の恐れ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

※「警戒レベル」…災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）を関連付けるもの。

4. 開設・運営の基本的事項

(1) 開設の判断、指示

避難場所の開設は、災害の規模・状況等を踏まえ、災害対策本部長（市長）が判断します。

本部長は、避難情報の発令等により、開設する避難場所の施設管理者のほか、災害対策本部に避難場所開設及び運営・管理の指示を行います。

(2) 責任者の役割

避難場所の開設及び運営・管理は、施設管理者と避難所担当職員（災害対策本部 救助班）が連携して業務を行うため、事前に調整を行い、各自の役割を明確にする必要があります。

① 施設管理者

- ア. 避難場所、避難所に指定されている施設を把握すると共に、平常時から環境、設備（※避難所用備蓄品含む）の点検、管理を行うこと。
- イ. 施設によっては、施設管理者が常駐していないところや、管理が指定管理者の場合もある。非常時における施設の優先的使用及び、解錠方法について、協力連携・役割分担を確認しておくこと。
- ウ. 収容できる人数について把握すること。

② 避難所担当職員（災害対策本部 救助班）

- ア. 担当職員の派遣体制、地域団体や施設との協議、避難所運営訓練などを実施し運営体制を整備しましょう。
- イ. 避難スペースの利用方法等について、施設管理者と平常時から話し合い決めておくこと。

③ 共通

- ア. 夜間など、勤務時間外における連絡体制を整えておくこと。

(3) 自主避難について

自主避難とは、市が発令する避難情報によるものではなく、住民が自らの判断で避難することです。

① 自主避難者への協力依頼

自主避難者には、避難場所までの避難途中及び退所後の帰宅途中の安全確保については、避難される本人の責任において行動していただくとともに、以下の事項について協力を依頼します。

- ア. 食料品、日用品などの提供はありません。各自で1日分程度の食料、飲料水、携帯ラジオ、着替え、毛布などを持参し避難すること。
- イ. 避難者は必ず「避難者受付票」に必要事項を記入すること。
- ウ. 指定した部屋とトイレ以外の使用はご遠慮いただき、発生したごみなどは各自で持ち帰ること。また、退所時には部屋の片付け、清掃を行い、現状復帰をお願いすること。

② 自主避難所の開設期間

自主避難所の開設期間は、原則として深夜を除き气象台が発表する警報（大雨・洪水・暴風等）が解除されるまでとします。

～第2章 避難場所の開設準備～

1. 職員の派遣

災害対策本部長（市長）から避難場所開設の指示があった避難所担当部長（市民生活部長）は、施設管理者（施設所管部長）に施設の解錠を依頼し、救助班職員を派遣します。

2. 施設の解錠

避難所担当部長から依頼を受けた施設管理者は、速やかに所管課職員を派遣し施設を解錠します。

3. 開設の準備

派遣された救助班職員は、災害による施設の損傷等の安全点検を実施し、速やかに避難者を受け入れる態勢を完了させます。避難場所として使用できない場合は、速やかに災害対策本部に連絡して下さい。

災害の状況により、緊急に開設する必要がある場合は、施設所管課職員及び現場に勤務する職員等が実施します。

【避難場所の開設にあたっての確認事項】

① 施設所管課職員

- ☐ 担当職員の派遣
- ☐ 施設周辺の安全確認、解錠
- ☐ 施設内部の安全確認、使用の可否判断

② 避難所担当職員

- ☐ 施設の使用可否報告、開設準備完了報告
- ☐ 避難スペースの確認
- ☐ 受付用机、椅子等の準備
- ☐ 避難者受付票等、運営記録用品の準備
- ☐ 役割確認

～第3章 避難場所の開設・受入れ～

1. 避難者の受付

(1) 避難者受付票の配布

- ア. 災害時には短時間のうちに、大勢の人が避難所に避難してきます。「避難者受付票」の記入は後にして、避難所に避難してきた全ての避難者に対し「避難者受付票」を番号順に配布します。
- イ. 避難者が避難所の受入可能人数に達しそうな場合や、受入れ超過状態となった場合は、直ちに災害対策本部へ状況を報告し、近隣避難場所の開設や移設の検討を行うものとします。

2. 避難者名簿の作成

(1) 避難者受付票の回収

- ア. 避難者に対し、「避難者受付票」への記入（世帯毎）をお願いします。
- イ. 「避難者受付票」は班編成や必要な食糧・物資の基礎データに活用するため、回収にあたっては「避難者受付票」の配布漏れがないかも確認します。

(2) 避難者名簿の作成

- ア. 回収した「避難者受付票」をもとに避難者名簿を作成し、避難者の人数、世帯構成、被害状況、特別な配慮を要する者の状況等を速やかに把握します。
- イ. 「避難者受付票」に記載された避難者受付番号から未回収及び未記入者を確認し、避難者全員の情報把握に努めて下さい。避難場所におけるサービスは、避難者数が基となるため、「避難者受付票」への記入を周知徹底し、協力を求めて下さい。

3. 負傷者、要配慮者の救護

目視や口頭確認により、緊急に救護が必要な避難者の有無を確認します。

軽微な負傷については、災害用救急セット等を使用し処置しましょう。対応が困難な場合は、医療機関や福祉避難所への搬送を手配し、災害対策本部へ報告します。

4. 要配慮者への配慮

「要配慮者」とされる方々にとっては、急激に生活環境が変化することから、支援にあたっては十分な配慮が必要となります。

避難場所において、避難生活に困難を生じることが予想される高齢者、障がいのある方のうち、介護（ケア）や医療相談を必要とする方を、福祉避難所へ受け入れていただくよう調整を行います。

5. 必要物品の把握

避難所用備蓄品は、被災リスクを抑えるため、市内 24 施設において分散備蓄しております。施設管理者と連携して施設内の備品の確認を行い、収容可能人員に対する不足物資の把握を行います。

（備蓄施設）

No	地区	施設名	No	地区	施設名
1	鷹巣	交流センター	13	森吉	四季美館
2	鷹巣	市民ふれあいプラザ	14	森吉	クウインス森吉
3	鷹巣	地域福祉センター	15	森吉	森吉総合スポーツセンター
4	鷹巣	鷹巣体育館	16	阿仁	阿仁ふるさと文化センター
5	鷹巣	文化会館	17	阿仁	阿仁農村環境改善センター
6	鷹巣	綴子基幹集落センター	18	阿仁	阿仁体育館
7	鷹巣	坊沢公民館	19	鷹巣	本庁舎
8	鷹巣	七日市基幹集落センター	20	合川	合川庁舎
9	鷹巣	保健センター	21	森吉	森吉庁舎
10	合川	合川体育館	22	阿仁	阿仁庁舎
11	合川	合川農村環境改善センター	23	鷹巣	鷹中水防倉庫
12	森吉	森吉コミュニティセンター	24	鷹巣	旧鷹巣西小

(備蓄品目・数量)

区分	品 目 (太字は県と市町村との共同備蓄指定 品目)	規 格 等	備蓄数量	備考
食料品等	主食（健常者用）	1 箱 24 食又は 36 食	7,752 食	
	主食（災害時要援護者用）	1 箱 50 食	1,900 食	
	副食	1 箱 60 食	660 食	
	飲料水	1 箱 24 本 500ml	7,056ℓ	
	粉ミルク	1 缶 850g	3,250g	
	ほ乳瓶	1 本	10 本	
	液体ミルク	1 箱 24 本 240ml	5.76ℓ	
	使い捨て哺乳瓶	1 箱 96 個入	96 個	
用品 防寒	毛布	1 枚	2,155 枚	
	石油ストーブ	1 台	20 台	
衛生用品	トイレ処理パック	1 箱 100 回分	12,500 回	
	災害用トイレ（組立式）	テント・便槽一式	5 台	
	簡易トイレ	段ボール簡易トイレ	57 個	
	トイレ用簡易テント	ワンタッチトイレテント	54 張	
	トイレットペーパー	1 袋 12 巻	396 巻	
	紙おむつ（大人用）	1 袋 16 枚	404 枚	
	紙おむつ（子供用）	1 袋 36 枚	416 枚	
	生理用品	1 袋 28 枚	693 枚	
	サージカルマスク		52,000 枚	
	アルコール消毒液		1,269ℓ	
	非接触式体温計		25 台	
照明機材・発電	自家発電機	2500Wインバーター型	30 台	
	投光器（三脚含）	角形ハロゲン 500W型	22 台	
	コードリール	30m	25 個	
	燃料タンク	10L 横置型	45 缶	
その他	タオル	1 枚	1,700 枚	
	給水タンク	6ℓ*1,000 袋	1,000 袋	
	防滴型拡声器	10W サイレン付	18 台	
	アクリルパーティション		15 枚	
	防護服一式		300 着	
	医薬品セット	10 人用	24 箱	
暖房器具	自家発電機	1 機	7 機	
	コードリール	1 機	12 機	
	赤外線暖房機	1 機	10 機	
寝具	段ボール簡易間仕切り		109 m ²	
	ワンタッチ間仕切り（屋根無）	W2100*D2100*H1400	330 台	
	ワンタッチ間仕切り（屋根有）	W2100*D2100*H1800	40 台	
	段ボールベッド		330 台	
	膨張式マット		65 枚	
	折り畳み式簡易ベッド		12 台	
	災害備蓄マット	1 巻 20m=10 枚(1 枚 910mm*2m)	800 枚	
通信	特設公衆電話		67 台	

※令和 3 年 8 月末現在

6. 避難状況の報告

救助班職員は、次の事項について、可能な限り速やかに災害対策本部に報告して下さい。特に各避難所がどのような状況かという報告は、災害対策本部による円滑な後方支援の実施のためには、貴重な情報となります。

また、避難所を含む周辺地域の被災状況の報告は、災害対策本部にとって災害対応のための重要な情報源となりますので、併せて周辺状況の報告もお願いします。

【災害対策本部への報告事項】

- ☐ 避難場所を開設した時刻
- ☐ 収容人数（男女別）、世帯数、負傷者数及び要配慮者の人数等
- ☐ 食料の要否、必要食料数及び毛布・寝具等の物資の要否及び必要見込数
- ☐ 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などのニーズに適応した物資品目と必要数
- ☐ 周囲の被災状況
- ☐ その他必要事項

～第4章 避難所への移行、運営～

1. 「避難場所」の閉鎖と「避難所」への移行

避難場所の開設から24時間を経過したころから、災害による被害状況を把握することができると考えられます。概ね3日間程度で閉所できるか、それ以上の期間に及ぶ避難が必要か、災害対策本部は、災害の規模、地域の状況などから、指定避難所への移行を検討、判断します。

なお、避難者が少数の場合など必要に応じて、複数の避難場所を集約したうえで避難所を開設する場合があります。

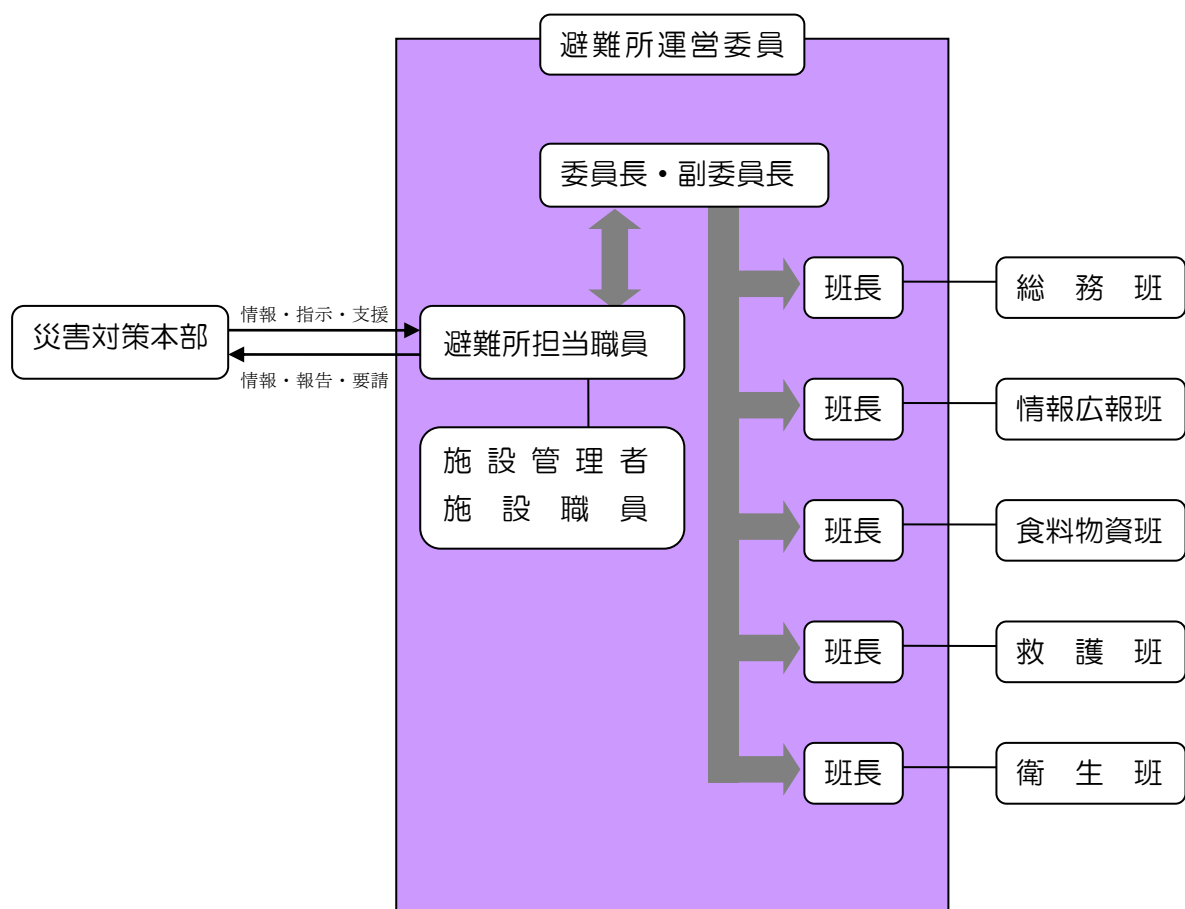
2. 運営体制づくり

避難所は救助班職員、避難者、施設管理者、施設職員が協働で運営します。そのため「避難所運営委員会」を立ち上げ、避難所における課題への対応や災害対策本部との連携など、自主的で円滑な運営を進めます。

(1) 避難所運営委員会の立ち上げ

- ・ 各自治会、町内会又はその居住グループより、代表（総務班）を選出してもらいその中から委員長、副委員長を決定する。同様に情報広報班、食料・物資班、救護班、衛生班として各1名を選出、その中から班長を決定する。
- ・ 避難所運営委員会は、委員長、副委員長、各班長、市の避難所担当職員、施設管理者・施設職員、地域の関連団体で構成する。
- ・ 避難者のニーズには男女の違いもあるため、意見が避難所運営に反映されるよう、避難所運営委員には女性も入れて意見の反映を行います。

(2) 避難所運営の組織



3. 避難所運営委員会の役割

① 運営全般の調整

- ・ 各自治会、グループより各班の構成員を選出させます。
- ・ 班長を決め、班長を中心とし班ごとに活動してもらいます。
- ・ 班長、班員の選出については、特定の人だけに負担が集中しないよう交代制にするなど工夫します。
- ・ 避難者への周知など、避難所運営全体を取り仕切ります。
- ・ 災害時要配慮者、男女のニーズの違いやプライバシーへの配慮が行われるよう調整します。
- ・ 避難者ニーズ・意見の取りまとめ、災害対策本部との連絡・調整を行います。

② 運営会議の開催

- ・ 運営会議は毎日1回以上開催します。
- ・ 避難所内の方針やルールを決定・変更を行います。
- ・ 避難所内での問題や課題について対処方法を決定します。

4. 各班の活動

① 総務班

- ・ 避難者名簿作成
- ・ 避難所スペースの設置や避難者の増減、災害時要配慮者に配慮したレイアウト変更の検討
- ・ 避難者に対する避難所ルールの周知徹底、防犯防火のための当直や見回り
- ・ ボランティアの受入体制の整備や避難所内での必要に応じた要請
- ・ 在宅支援者への対応・支援の検討

② 情報広報班

- ・ 災害対策本部への報告・要請などの情報発信、または避難者への災害対策本部からの情報伝達
- ・ 避難者への安否確認の窓口、及び郵送物の取次ぎ

③ 食料物資班

- ・ 食料物資の必要数を把握
- ・ 食料物資の要請・調達と管理・配布

④ 救護班

- ・ けが人への応急手当や緊急時の救急要請
- ・ 高齢者や障がい者、乳幼児など避難所で手助けが必要な方への支援

⑤ 衛生班

- ・ 避難所のトイレ確認と確保を行い、正しい使用に向けてのルールの徹底
- ・ ペット連れ避難者へのルールの周知や飼育状況の確認
- ・ 飲料水の他に手洗いなどに使用する生活用水の確保
- ・ ごみの集積や清掃の実施による衛生管理

5. 避難所のレイアウトづくり

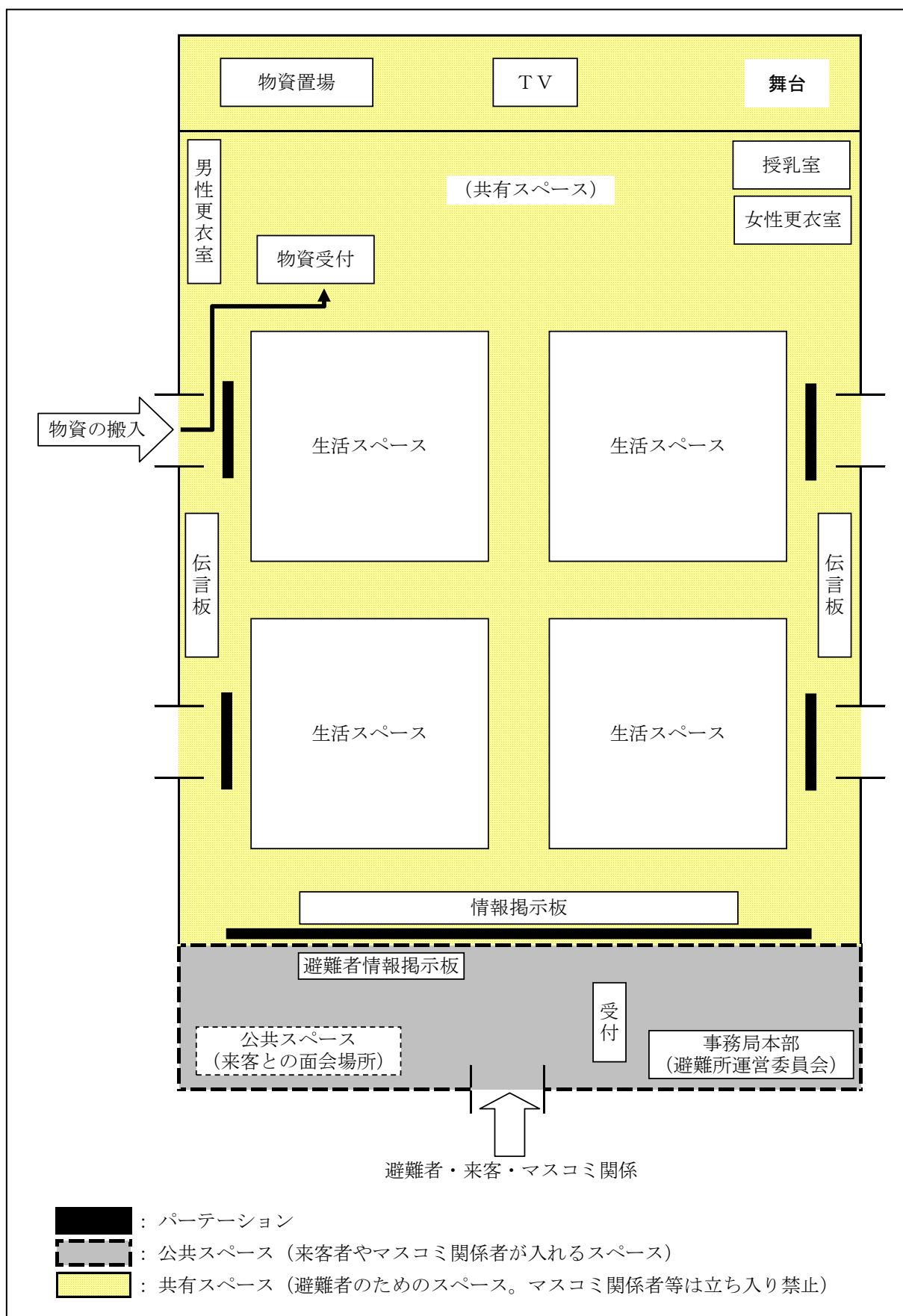
① 必要なスペースの割り振り

- ・ 別紙のレイアウトを参考に運営に必要なスペースを順次割振り利用範囲を明示します。施設の運営や安全管理上、避難者等の立ち入りを制限するエリアには「使用禁止」や「立入禁止」の貼り紙等により、利用範囲を掲示するなど開放区域を明確にします。
- ・ 立入禁止区域、危険箇所、使用除外施設等にはロープを張るなどして明示します。
- ・ スペースの利用については、施設管理者と話し合い決める。

② 自治会や町内会でグループ分け

- ・ 人数の把握、ケガ等の状況、情報収集が早くできることから、各スペースは自治会や町内会など普段から顔見知りの方々とグループ分けします。

※レイアウト（参考）



6. ボランティアの受入れ

災害時、避難所には多数のボランティアによる支援活動が予想されます。ボランティアの頼りすぎに注意し、協力を仰ぎながら避難所運営の効率化を図りましょう。

- ① ボランティアの受付窓口を設置します。
- ② 避難所運営の中で、マンパワーが必要な部分はボランティアセンターへ派遣を要請し、必要に応じ支援を受けましょう
- ③ 避難所へ直接訪れたボランティアについては、ボランティアセンターで登録するよう依頼しましょう。
- ④ ボランティアに対し、どのような協力を求めるかについては、運営委員会で検討しましょう。

～第5章 避難所の閉鎖に向けて～

1. 避難所の退所を促す時期

- ① 時間の経過に伴い、避難所として活用している施設についても、本来の機能を回復する必要があることから、被害の回復や仮設住宅支援の始まりに合わせ、避難所の退所を促す必要があります。
- ② ライフラインや交通の回復などに関する情報を随時提供し、自宅での生活が可能になった方へ自宅に戻る協力を呼びかけます。
- ③ 仮設住宅の支援などが始まった場合は、随時情報を提供し、居住の場を失った方が移動しやすい環境を整えます。

2. 避難所の集約

- ① 避難者の数が減少すると、大きな施設での避難所運営が難しくなってくる場合もあるので、必要に応じて避難所の集約を行います。
- ② 避難所の集約は、各施設との調整が必要となることから、災害対策本部の指示により段階的に集約します。
- ③ 各避難所の運営員会においても、地域内の補助避難所の活用など、避難所の減少に合わせた避難所の規模縮小について検討します。

3. 避難所の閉鎖

- ① 施設本来の機能回復の時期なども考慮し、避難者全員の退所や受け入れ先の見通しが立った場合は、避難所の閉鎖を検討します。
- ② 避難所運営委員会と災害対策本部との協議により閉鎖を決定します。
- ③ 避難所の閉鎖が決定した場合は、施設の整理や清掃を行い、避難所として活用する前の状態に戻し、避難所閉鎖の準備を整えます。

～第6章 資料編～

(指定緊急避難場所)

番号	避難場所名	所在地	地区	電話番号	所有者	管理者	建物有効 面積㎡	一時避難 (2㎡/人)	構造	洪水	土砂	地震	指定 避難所
1	今泉交流センター	今泉字大堤脇 44	鷹巣	-	市	自治会	200	100	木造	○	○	○	
2	七座健康増進センター（七座公民館）	今泉字根立場 65-2	鷹巣	67-2529	市	市	400	200	木造	○	○	×	
3	前山森林交流センター	前山字かめ山下 34-3	鷹巣	-	市	自治会	200	100	木造	×	○	○	
4	坊沢公民館	坊沢字善千鳥坂 17	鷹巣	62-4729	市	市	200	100	木造	○	○	×	
5	蟹沢会館	坊沢字屋敷岱	鷹巣	-	自治会	自治会	100	50	木造	②	○	○	
6	鷹巣中学校	坊沢字下上野 79	鷹巣	62-1701	市	市	2,000	1,000	R C	○	○	○	兼
7	田子ヶ沢セリ集荷所	綴子字田子ヶ沢 117-1	鷹巣	-	市	自治会	200	100	木造	○	○	○	
8	綴子児童館	綴子字西館 62	鷹巣	62-1071	市	社福協	200	100	木造	○	○	×	
9	綴子小学校	綴子字街道下 59	鷹巣	62-1084	市	市	700	350	R C	○	×	○	兼
10	綴子基幹集落センター（綴子公民館）	綴子字掛泥道上 151-1	鷹巣	62-1472	市	市	200	100	木造	○	×	×	
11	道の駅「たかのす」	綴子字大堤道下 62-1	鷹巣	63-0111	市	鷹巣観光 物産開発	970	485	R C	○	○	○	兼
12	綴子大畑自治会館	綴子字宮本 169	鷹巣	-	自治会	自治会	100	50	木造	○	○	○	
13	北健康増進センター	綴子字糠沢上谷地 301-1	鷹巣	62-4893	市	市	600	300	S	○	○	○	
14	鷹巣東小学校	栄字田沢古川布 252	鷹巣	62-1645	市	市	1,000	500	R C	②	○	○	
15	栄公民館	栄字下夕前田 9-1	鷹巣	62-0744	市	市	200	100	木造	×	○	×	
16	竹原岱農業倉庫	栄字竹原岱 1-2	鷹巣	-	JA 秋田た かのす	JA 秋田た かのす	100	50	木造	○	○	×	
17	交流センター	材木町 2-2	鷹巣	63-2321	市	市	400	200	R C	②	○	○	兼
18	文化会館	材木町 2-3	鷹巣	62-3311	市	市	100	50	R C	②	○	○	兼
19	市民ふれあいプラザ	花園町 10-5	鷹巣	62-1130	市	市	2596	900	S R C	②	○	○	兼

番号	避難場所名	所在地	地区	電話番号	所有者	管理者	建物有効 面積㎡	一時避難 (2 ㎡/人)	構造	洪水	土砂	地震	指定 避難所
20	市役所第二庁舎	花園町 15-1	鷹巣	62-6616	市	市	600	300	R C	②	○	×	
21	保健センター	宮前町 9-69	鷹巣	62-6666	市	市	600	300	R C	×	○	○	兼
22	地域福祉センター	宮前町 9-68	鷹巣	63-2558	市	社福協	400	200	R C	②	○	○	兼
23	秋田北鷹高等学校	伊勢町 1-1	鷹巣	60-0150	秋田県	秋田県	1,300	650	R C	②	○	○	兼
24	鷹巣体育館	鷹巣字東中岱 11	鷹巣	62-3800	市	市	4,000	2,000	R C	②	○	×	
25	鷹巣小学校	鷹巣字南中家下 37-1	鷹巣	62-2041	市	市	1,400	700	R C	②	○	○	
26	伊勢堂岱温泉縄文の湯	脇神字平崎川戸沼 86-2	鷹巣	63-2626	(有)松橋 商事	(有)松橋 商事	100	50	木造	×	○	○	
27	舟場自治会館	脇神字平崎上岱 135-14	鷹巣	-	自治会	自治会	100	50	木造	○	○	○	
28	清鷹小学校	脇神字塚ノ岱 165-1	鷹巣	63-2315	市	市	1,400	700	R C	○	○	○	兼
29	沢口林業センター（沢口公民館）	脇神字下太田表 22-1	鷹巣	62-4829	市	市	200	100	木造	×	○	○	
30	小森自治会館	小森字小森 14-1	鷹巣	-	市	自治会	200	100	木造	○	○	○	
31	坊山交流センター	小森字坊山 52	鷹巣	-	市	自治会	100	50	木造	○	○	○	
32	中屋敷自治会館	中屋敷字中悪戸	鷹巣	-	自治会	自治会	100	50	木造	×	○	○	
33	七日市基幹集落センター （七日市公民館）	七日市字寺山下 7	鷹巣	66-2001	市	市	200	100	R C	○	○	×	
34	松沢児童館	七日市字大沢 16-2	鷹巣	-	自治会	自治会	100	50	木造	○	○	×	
35	上舟木生活改善センター	七日市字菅谷地岱 16	鷹巣	-	自治会	自治会	100	50	木造	○	○	×	
36	岩脇児童館	七日市字岩脇囲ノ内 23	鷹巣	-	自治会	自治会	100	50	木造	○	○	×	
37	本城地域コミュニティセン ター	本城字館ノ下 113-4	森吉	-	自治会	自治会	100	50	木造	○	○	○	
38	米内沢小学校	本城字中島 16	森吉	72-3029	市	市	900	450	R C	○	○	○	兼
39	森吉コミュニティセンター （森吉公民館）	米内沢字寺ノ下 16-3	森吉	72-3259	市	市	400	200	R C	○	○	×	兼
40	森吉構造改善センター	米内沢字七曲 51	森吉	-	市	市	200	100	R C	○	×	○	
41	森吉総合スポーツセンター	米内沢字七曲 172	森吉	60-5566	市	市	3,000	1,500	R C	○	○	○	兼
42	アグリハウス	米内沢字檜岱 57	森吉	72-5008	市	指定管理	100	50	木造	○	○	○	

番号	避難場所名	所在地	地区	電話番号	所有者	管理者	建物有効 面積㎡	一時避難 (2 ㎡/人)	構造	洪水	土砂	地震	指定 避難所
43	浦田交流センター	浦田字浦田 5-1	森吉	-	市	自治会	60	30	木造	○	○	○	
44	森吉中学校	桂瀬字下柏木岱 1	森吉	73-2335	市	市	1,300	650	R C	○	○	○	兼
45	コンベンションホール四季 美館	阿仁前田字大道上 3-1	森吉	75-3188	市	指定管理	100	50	R C	○	○	○	兼
46	前田小学校	阿仁前田字下川端 103-1	森吉	75-2002	市	市	1,100	550	R C	×	○	○	
47	前田公民館	阿仁前田字下川端 167-1	森吉	84-8770	市	市	300	150	木造	×	○	○	
48	クウィンス森吉	小又字堂ノ下 21-2	森吉	60-7000	市	指定管理	200	100	R C	○	○	○	兼
49	桜庭木材株式会社 厚生会 館	小又字堂ノ下 44-3	森吉	75-2031	桜庭木材 (株)	桜庭木材 (株)	1,400	700	木造	○	○	×	
50	新屋布コミュニティセンタ ー	小又字新屋布 24-1	森吉	-	市	自治会	60	30	木造	○	○	○	
51	根森田地域コミュニティセ ンター	根森田字杉ノ下 92	森吉	-	市	自治会	100	50	木造	○	×	○	
52	森吉山ダム広報館	根森田字姫ヶ岱 31	森吉	84-8590	国土交通 省	国土交通 省	180	90	R C	○	○	○	
53	五味堀地域コミュニティセ ンター	五味堀字家ノ下モ 92-1	森吉	-	市	自治会	100	50	木造	○	○	○	
54	神成交流センター	阿仁前田字神成 67	森吉	-	市	自治会	60	30	木造	×	×	○	
55	小様児童館	阿仁小様字小様 120	阿仁	-	自治会	自治会	100	50	木造	○	×	×	
56	小渕集会所	阿仁小渕字小渕 23-2	阿仁	-	市	自治会	120	60	木造	○	×	○	
57	吉田児童館	阿仁吉田字町頭 4	阿仁	-	市	自治会	200	100	木造	○	○	×	
58	阿仁合小学校	阿仁水無字上岱 13-2	阿仁	82-2326	市	市	600	300	R C	○	○	○	兼
59	下新町児童館	阿仁銀山字下新町 63-1	阿仁	-	市	自治会	200	100	木造	○	○	×	
60	阿仁合保育所・阿仁保健セ ンター	阿仁銀山字上新町 71-1	阿仁	82-3113	市	市	1,200	600	R C	○	×	○	
61	阿仁ふるさと文化センター (阿仁公民館)	阿仁水無字大町 146-1	阿仁	82-2220	市	市	1,600	800	R C	○	○	○	兼
62	阿仁中学校	阿仁水無字畑町東裏 194-4	阿仁	82-2325	市	市	700	350	R C	○	×	○	

番号	避難場所名	所在地	地区	電話番号	所有者	管理者	建物有効 面積㎡	一時避難 (2 ㎡/人)	構造	洪水	土砂	地震	指定 避難所
63	阿仁体育館	阿仁水無字畑町東裏 130	阿仁	82-2126	市	市	2,000	1,000	R C	○	×	×	
64	根子番楽伝承館	阿仁根子字館下段 44	阿仁	-	市	自治会	600	300	R C	○	○	×	
65	大阿仁小学校	阿仁比立内字様ノ向 1	阿仁	84-2030	市	市	1,000	500	R C	○	○	○	兼
66	阿仁農村環境改善センター (大阿仁公民館)	阿仁幸屋渡字山根 23-1	阿仁	84-2040	市	市	1,000	500	R C	○	×	×	
67	戸島内地区地域特産品生産 施設	阿仁戸島内字家ノ前 109-1	阿仁	-	市	自治会	100	50	木造	○	×	○	
68	打当温泉マタギの湯	阿仁打当字仙北渡道上ミ 67	阿仁	84-2612	市	指定管理	230	115	R C	○	○	○	兼
69	増沢集会施設	増沢字上岱 34	合川	-	市	自治会	120	60	木造	×	○	○	
70	木戸石児童館	木戸石字東屋布岱 9	合川	-	自治会	自治会	260	130	木造	○	○	×	
71	松ヶ丘児童館	川井字松石殿 1-462	合川	-	市	自治会	120	60	木造	○	○	○	
72	旧合川東小学校 体育館	上杉字下屋布岱 279	合川	-	市	市	520	260	R C	○	○	○	
73	上杉あいターミナル	上杉字相染岱 174-1	合川	78-9290	市	市	60	30	木造	○	○	○	
74	合川小学校	李岱字家向 26-1	合川	67-6120	市	市	1,400	700	R C	②	○	○	兼
75	合川中学校	李岱字家向 1	合川	78-2135	市	市	1,200	600	R C	②	○	○	
76	合川体育館	李岱字下豊田 25	合川	78-2178	市	市	3,200	1,600	R C	②	○	○	
77	新田目児童館	新田目字屋布岱 37	合川	-	市	自治会	100	50	木造	○	○	×	
78	東根田多目的集会施設	根田字屋布岱 175-1	合川	-	市	自治会	100	50	木造	○	○	○	
79	鎌沢生活改善センター	鎌沢字地藏岱 96	合川	-	自治会	自治会	120	60	木造	○	○	×	
80	合川学童研修センター	鎌沢字石渚 44	合川	78-4180	市	市	200	100	R C	○	○	○	兼
81	杉山田集会施設	鎌沢字雪田岱 207-1	合川	-	市	自治会	100	50	木造	○	×	×	
82	セントラル合川	新田目字大野 80-1	合川	-	市	市	280	140	R C	○	○	○	兼
計								23,505					

※ ②は２階以上が避難可能

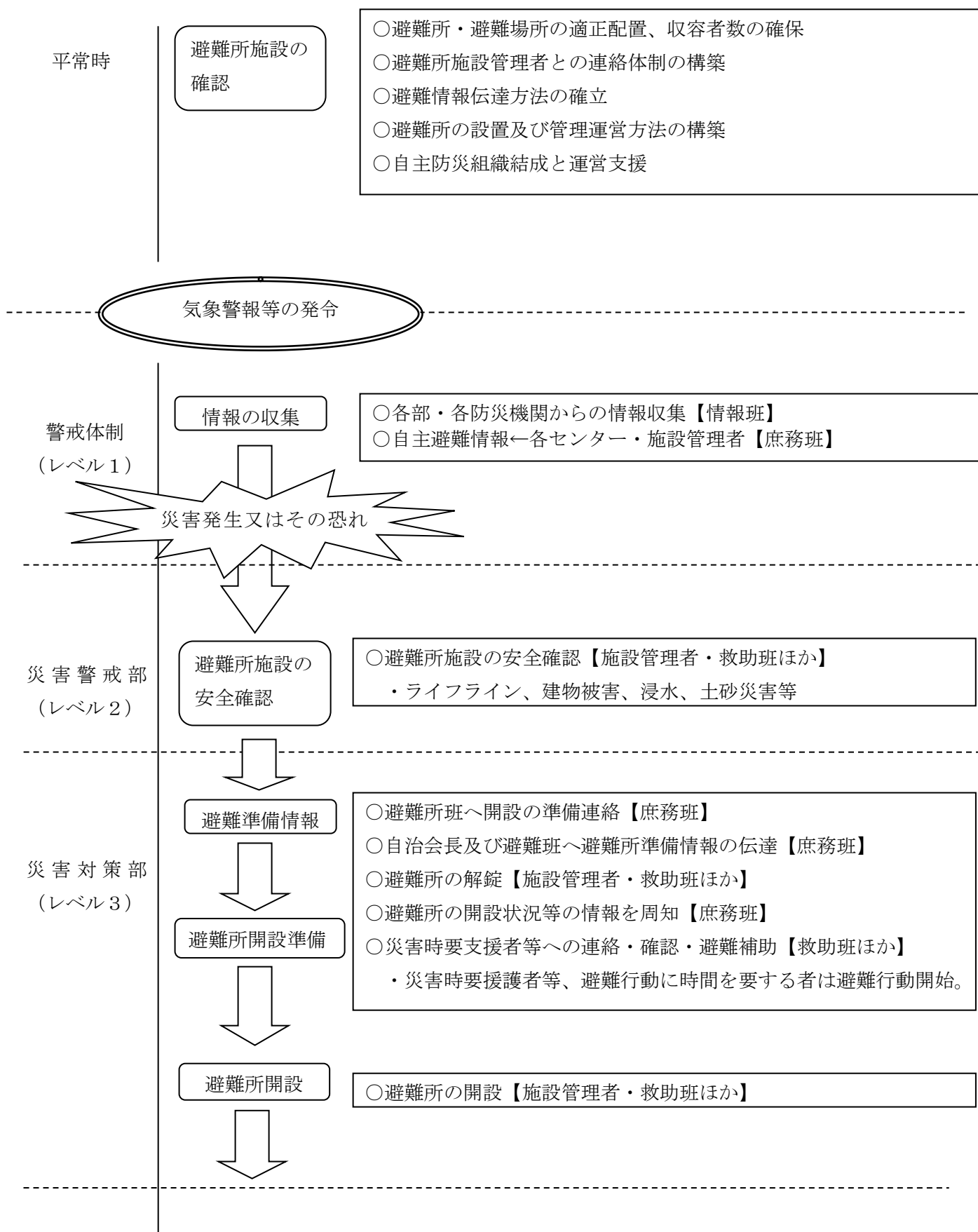
(指定避難所)

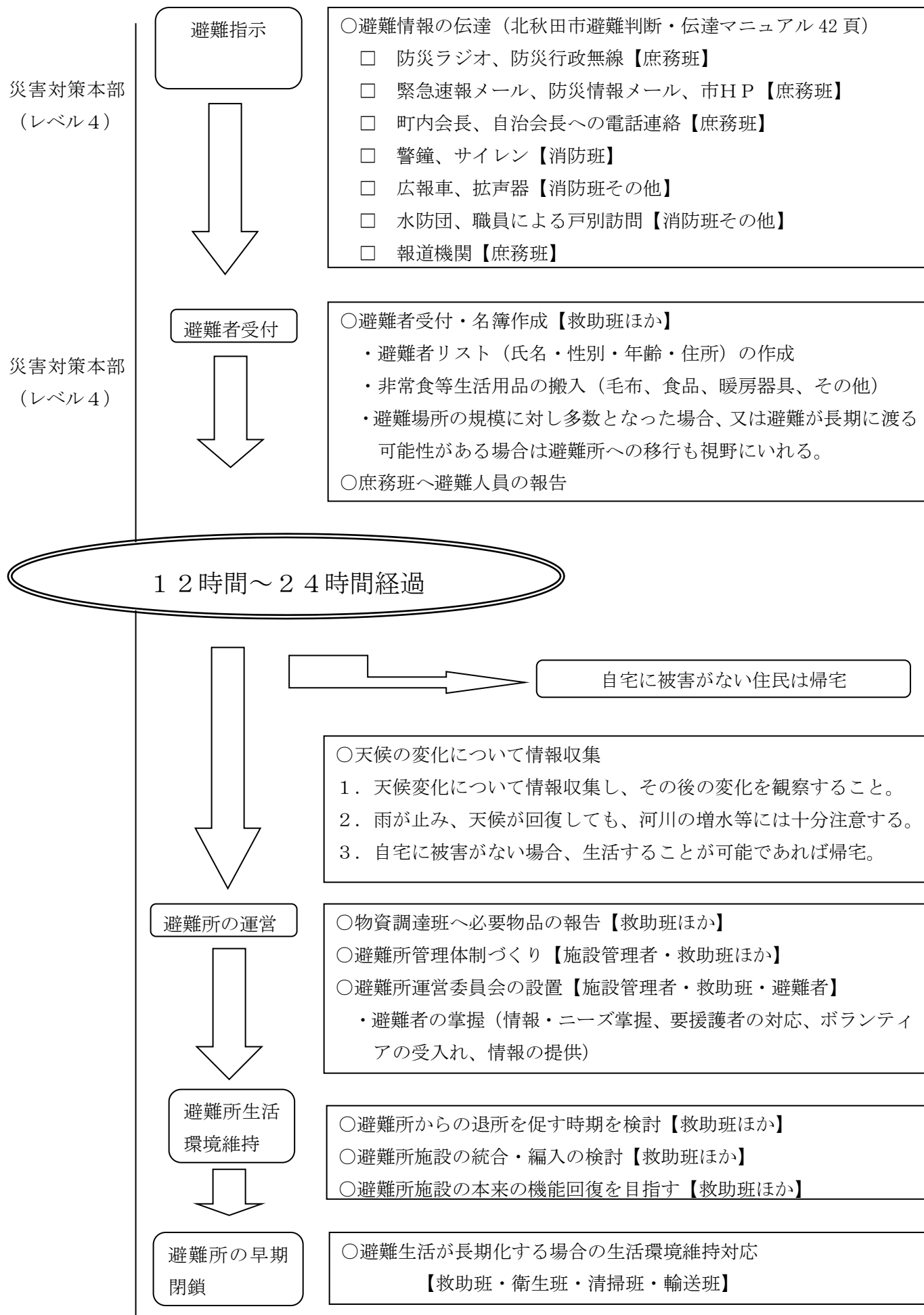
番号	避難所名	所在地	地区	電話番号	所有者	管理者	建物有効 面積㎡	長期避難 (3 ㎡/人)	構造	指定緊急 避難場所
1	鷹巣中学校	坊沢字下上野 79	鷹巣	62-1701	市	市	2,000	666	R C	兼
2	道の駅たかのす	綴子字大堤道下 62-1 他	鷹巣	63-2233	国交省	鷹巣観光物産開発(株)	90	30	-	兼
3	交流センター	材木町 2-2	鷹巣	63-2321	市	市	400	133	R C	兼
4	文化会館	材木町 2-3	鷹巣	62-3311	市	市	100	33	R C	兼
5	市民ふれあいプラザ	花園町 10-5	鷹巣	62-1130	市	市	2596	596	S R C	兼
6	保健センター	宮前町 9-69	鷹巣	62-6666	市	市	600	200	R C	兼
7	地域福祉センター	宮前町 9-68	鷹巣	63-2558	市	社福協	400	133	R C	兼
8	秋田北鷹高等学校	伊勢町 1-1	鷹巣	60-0151	秋田県	秋田県	1,300	433	R C	兼
9	清鷹小学校	脇神字塚ノ岱 165-1	鷹巣	63-2315	市	市	1,400	466	R C	兼
10	米内沢小学校	本城字中島 16	森吉	72-3029	市	市	900	300	R C	兼
11	森吉コミュニティセンター (森吉公民館)	米内沢字寺ノ下 16-3	森吉	72-3259	市	市	400	133	R C	兼
12	森吉総合スポーツセンター	米内沢字七曲 172	森吉	60-5566	市	市	3,000	1,000	R C	兼
13	森吉中学校	桂瀬字下柏木岱 1	森吉	73-2335	市	市	1,300	433	R C	兼
14	コンベンションホール四季美館	阿仁前田字大道上 3-1	森吉	75-3188	市	指定管理	100	33	R C	兼
15	クウインス森吉	小又字堂ノ下 21-2	森吉	60-7000	市	指定管理	200	67	R C	兼
16	阿仁合小学校	阿仁水無字上岱 13-2	阿仁	82-2326	市	市	600	200	R C	兼
17	阿仁ふるさと文化センター (阿仁公民館)	阿仁水無字大町 146-1	阿仁	82-2220	市	市	1,600	533	R C	兼
18	大阿仁小学校	阿仁比立内字様ノ向 1	阿仁	84-2030	市	市	1,000	333	R C	兼
19	打当温泉マタギの湯	阿仁打当字仙北渡道上ミ 67	阿仁	84-2612	市	指定管理	230	76	R C	兼
20	合川小学校	李岱字家向 26-1	合川	67-6120	市	市	1,400	466	R C	兼
21	セントラル合川	新田目字大野 80-1	合川	-	市	市	280	93	R C	兼
計								6,264		

(福祉避難所)

番号	福祉避難所名	所在地	地区	電話番号	施設管理者	洪水	土砂	地震
1	介護老人保健施設ケアタウンたかのす	脇神字南陣場岱 10	鷹巣	60-1203	北秋田市社会福祉協議会	○	○	○
2	ケアタウンたかのす指定短期入所生活介護事業所	脇神字南陣場岱 10	鷹巣	60-1203	北秋田市社会福祉協議会	○	○	○
3	吉野更生園	七日市字中道岱 15	鷹巣	66-2104	社会福祉法人 県北報公会	○	○	○
4	大野岱吉野学園	七日市字家向 46-1	鷹巣	66-2104	社会福祉法人 県北報公会	○	○	○
5	特別養護老人ホーム 青山荘	綴子字釜堤脇 10	鷹巣	62-2747	社会福祉法人 芳徳会	○	○	○
6	小規模多機能型居宅介護事務所のぞみ	松葉町 6-20	鷹巣	62-2133	社会福祉法人 芳徳会	○	○	○
7	たかのすケアセンターそよ風	米代町 5-4	鷹巣	60-1371	株式会社ユニマツトそよ風	○	○	○
8	ケアホテルすみさん家	小森字向長渡 12-8	鷹巣	60-2610	社会福祉法人 元気村	○	○	○
9	秋田県立比内支援学校たかのす校	七日市字家向 49 の内	鷹巣	66-2128	秋田県	○	○	○
10	永楽苑指定短期入所生活介護事業所	上杉字金沢 162-1	合川	78-5151	社会福祉法人 秋田県民生協会	○	○	○
11	特別養護老人ホーム 永楽苑	上杉字金沢 162-1	合川	78-5151	社会福祉法人 秋田県民生協会	○	○	○
12	グリーンハウス	上杉字金沢 469	合川	78-3301	社会福祉法人 秋田県民生協会	○	○	○
13	愛生園	上杉字金沢 240	合川	78-3182	社会福祉法人 秋田県民生協会	○	○	○
14	合川新生園	木戸石字神沢 35-35	合川	78-3191	社会福祉法人 秋田県民生協会	○	○	○
15	厚生園	上杉字金沢 217	合川	78-3183	社会福祉法人 秋田県民生協会	○	○	○
16	介護老人保健施設 もりよし荘	米内沢字七曲 25	森吉	72-5030	社会福祉法人 交楽会	○	○	○
17	デイサービスもりの郷	小又字平里 63	森吉	75-3300	社会福祉法人 交楽会	×	○	○
18	森泉荘指定短期入所生活介護事業所	阿仁前田字下前田家ノ下モ 28	森吉	75-3204	社会福祉法人 交楽会	×	○	○
19	特別養護老人ホーム 森泉荘	阿仁前田字下前田家ノ下モ 28	森吉	75-3204	社会福祉法人 交楽会	×	○	○
20	森幸園	阿仁前田字菅ノ沢 73	森吉	75-2141	社会福祉法人 交楽会	○	×	○
21	養護老人ホーム もろび苑	阿仁幸屋渡字前野 7-3	阿仁	84-2444	北秋田市社会福祉協議会	○	○	○
22	阿仁かざはり苑	阿仁吉田字上ミ上野 55-9	阿仁	82-2985	社会福祉法人 秋田県民生協会	○	○	○
23	山水荘短期入所生活介護事業所	阿仁水無字宮後 4	阿仁	82-3020	社会福祉法人 阿仁ふくし会	○	×	○
24	特別養護老人ホーム 山水荘	阿仁水無字宮後 4	阿仁	82-3020	社会福祉法人 阿仁ふくし会	○	×	○

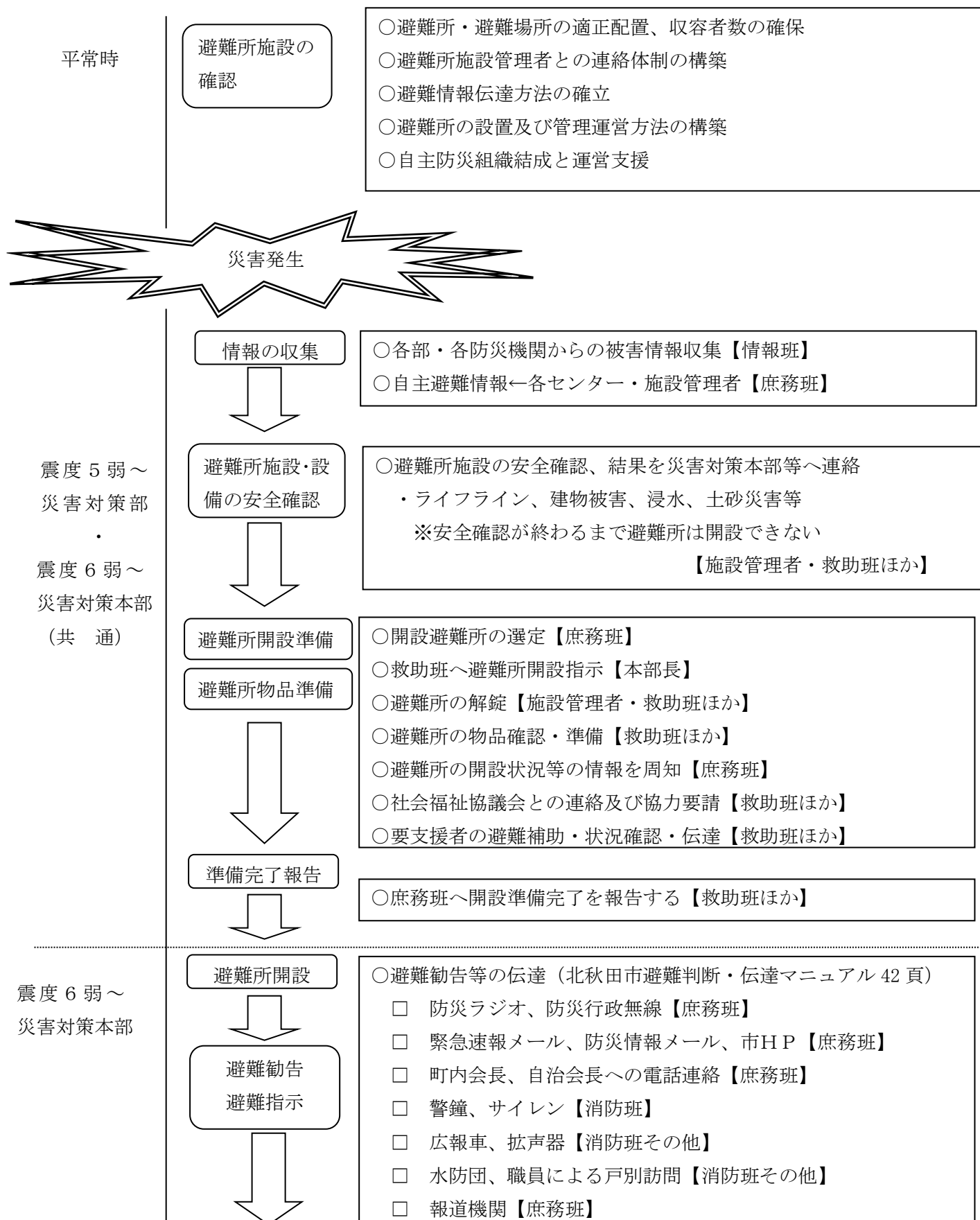
避難所開設フロー ～一般災害（風水害）～





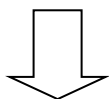
避難所開設フロー

～大規模災害（大地震等）～

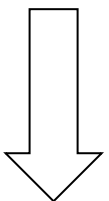


震度 6 弱～
災害対策本部

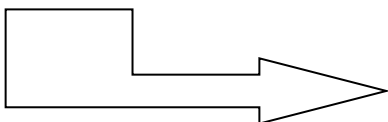
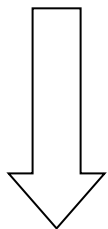
避難者受付



避難者名簿作成

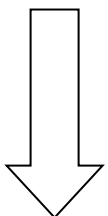


1 2 時間～ 2 4 時間経過

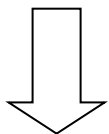


自宅に被害がない住民は帰宅

避難所の運営



避難所生活
環境維持



避難所の早期
閉鎖

○避難者受付・名簿作成【救助班ほか】

- ・避難者リスト（氏名・性別・年齢・住所）の作成
- ・非常食等生活用品の搬入（毛布、食品、暖房器具、その他）
- ・避難所の規模に対し多数となった場合、又は避難が長期に渡る可能性がある場合は主要避難所への移動も視野にいれる。

○庶務班へ避難人員の報告【救助班ほか】

○物資調達班へ必要物品の報告【救助班ほか】

○避難所管理体制づくり【施設管理者・救助班ほか】

○避難所運営委員会の設置【施設管理者・救助班・避難者】

- ・避難者の掌握（情報・ニーズ掌握、要援護者の対応、ボランティアの受入れ、情報の提供）

○避難生活が長期化する場合の生活環境維持対応

【救助班・衛生班・清掃班・輸送班】

○避難所からの退所を促す時期を検討【救助班ほか】

○避難所施設の統合・編入の検討【救助班ほか】

○避難所施設の本来の機能回復を目指す【救助班ほか】

避難者受付票

避難所

受付番号												
避難者氏名（代表）												
住 所												
電話番号	（自宅）											
	（携帯）											
共に避難した家族		氏名			性別		続柄					
		男			名		女		名		計	
備 考 （その他特記事項）												